

令和6年5月17日

千曲市長 小川 修 一 様

千曲市情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 大 野 薫

公文書不開示決定に対する不服申立てについて（答申）

令和6年3月28日付け市民第248号で諮問された公文書開示請求に関する不服申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

千曲市長（以下「実施機関」という。）がした令和6年3月22日決定は妥当であるから、同決定の通り、住民基本台帳事務における支援措置申出書は、開示すべきではない。

2 本件に係る経緯

（1）〇〇〇〇氏（以下「公開請求者」という。）は、令和6年3月4日付けで、実施機関に対して、千曲市情報公開条例（令和4年千曲市条例第23号、以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下「本件公文書」という。）について、公開の請求をした（以下「本件請求」という。）。

実施機関は、本件請求を同日に受理した。

（2）実施機関は、令和6年3月22日付けで、本件請求にかかる行政情報は、条例第7条第2号の個人情報にあたるとして、不開示とした。

（3）公開請求者は（以下「異議申立人」という。）は、令和6年3月25日付けで、本件決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。実施機関は、同日、本件異議申立てを受理した。

3 異議申立ての要旨

（1）異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が行った不開示の本件決定を取り

消し、本件公文書の開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の申立ての理由は、その異議申立書、弁明書及び口頭意見陳述の結果によれば、1年以上にわたり住民票の閲覧制限等の住民基本台帳事務における支援措置が継続していることから、本件公文書の開示を受け、民法の定める同居義務違反及び協力扶助義務違反を解消したいことにある。

4 実施機関の意見の要旨

実施機関は、本件異議申立てに対し、弁明書のとおり意見を述べる。

本件請求に係る行政情報は、住民基本台帳事務における支援措置の申出者の住所、氏名、連絡先、申出者の状況等の情報であり、条例第7条第2号にいう個人に関する情報にあたることから、不開示とした。

5 審議の経過

本件における審議の経過は次のとおりである。

令和6年4月8日 審議

令和6年5月17日 審議

6 審査会の判断

当審査会が、上記1の結論に至った理由は以下のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政情報の内容

本件請求に係る行政情報は、本件公文書である。

(2) 本件請求に係る行政情報が非開示事由にあたるか。

情報公開請求に対して、実施機関は、非開示事由にあたらなにかぎり、公開義務を負うとされている（条例第7条柱書）。

そこで、本件請求に係る行政情報が非開示事由にあたるかどうかを検討する。

本件公文書は、住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めるものであり、次の各事項が記載されている。

ア 申出者の氏名、住所、生年月日、連絡先

- イ 相手方の氏名，住所，その他（申出者との関係）
- ウ 申出者の状況及び添付書類
- エ 申出者の相談先
- オ 申出者が求める支援措置
- カ 申出者とあわせて支援を求める者の氏名，生年月日，申出者との関係
- キ 相談機関等の意見，市区町村の確認
- ク 備考欄・他の市区町村に所有する固定資産

上記ア，イの情報は，申出者に関する氏名等であり，申出者に関する情報であり，申出者を識別することができるものである。相手方の氏名，住所，申出者との関係から，申出者を識別することができるものである。

また，上記カは，申出者とあわせて支援を求める者の個人に関する情報であり，申出者とあわせて支援を求める者を識別することができるものである。

さらに，上記ウ，オは，申出者を識別することはできないが，申出者の状況，求めている支援措置の内容は，性質上，申出者が知られたくない情報であり，異議申立人に開示されることで，申出者の平穏な生活が害されるおそれがある。

加えて，上記クは，申出者の固定資産の有無に関するものであり，申出者の固定資産に申出者が現在居住していることもあることから，異議申立人に開示されることで，申出者の平穏な生活が害されるおそれがある。

上記ア，イ，ウ，オ，カ，クは，「個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの」，「特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（条例第7条第2号本文）に該当するから，不開示とすべきである。

残るエ，キの情報は，申出者の相談先の機関と相談先の機関への照会結果を内容とするものである。これらの情報が開示されると，申出者がどの機関に相談しているか，また，申出者の相談を受けて当該機関がどのような対応をしているかが明らかにされる。

上記エ，キは，当該機関が「行う事務に関する情報であり，公開する

ことにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(条例第7条第5号)に該当するから、不開示とすべきである。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

千曲市情報公開及び個人情報保護審査会

会 長	大	野	薫
委 員	栗	田	晶
同	杉	浦	一 弥
同	笠	井	雪 子
同	市	川	由 紀 子